Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2023年5月15日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　千葉　恵介
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　常務執行役員オフィスリート本部長
加茂　勇次
（電話番号　03-3502-4891）

投資主提案議案に対する反対通知書受領のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、2023年4月28日付「投資主提案書の受領のお知らせ」に記載のとおり、本投資法人の投資主様であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（以下、「いちごトラスト」という。）より投資主提案書（以下、「本投資主提案」という。）を受領しております。

本投資主提案に関連し、本投資法人の投資主様であるBerkeley Global, LLC（以下、「BG」、または「通知人」という。）より、本投資主提案にかかる議案の一部に反対を表明する旨の通知書（以下、「本通知書」という。）を2023年5月12日付で受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本投資法人は、2023年4月21日付「臨時投資主総会の開催予定のお知らせ」および2023年4月25日付「（開示事項の経過）臨時投資主総会の開催日時のお知らせ」に記載のとおり、BGより2023年3月17日付で受領した投資主総会招集請求書（以下、「本招集請求書」という。）にて要請されております、規約一部変更ならびに執行役員選任および監督役員選任を目的事項とする、臨時投資主総会を2023年6月23日に開催する予定となっております。

記

1. 通知人である投資主様
Berkeley Global, LLC（c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.　Manager 杉原　亨）
Berkeley Global, LLCは、本投資法人の発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を、6か月以上引き続き有する本投資法人の投資主様です。

2. 本通知書の内容
(1) 投資主総会の目的である事項のうち、以下の議案（以下、「本選任議案」という。）に反対する。
・執行役員鍵山卓史選任の件
・監督役員丸尾友二選任の件

(2) 反対を表明する理由（本通知書より抜粋）
通知人は、本招集請求書において、執行役員杉原亨選任の件及び監督役員藤永明彦選任の件を目的に含む投資主総会を招集することを請求しております。
通知人がこのような議案を提案した理由は、本投資法人及びその資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社（以下、「本資産運用会社」という。）には投資主利益軽視の姿勢があり、それ

は本投資法人による本資産運用会社に対する監督・牽制が適切に機能していないことによるものであると考えているところ、これを是正するためには、本投資法人のガバナンス体制を強化し、本資産運用会社に対する監督・牽制機能を強化することが不可欠であると考えたためです。

そして、ガバナンス体制を強化するための執行役員及び監督役員として最もふさわしいのは、その知識と経験に照らし、通知人が候補者としている杉原亨氏及び藤永明彦氏であり、この2名を執行役員及び監督役員として選任することで必要十分であると考えます。

また、通知人が提案している杉原亨氏及び藤永明彦氏の役員選任議案については、いちごトラストから2023年3月29日付で反対通知がなされ、みなし賛成の適用が排除される可能性があるところ、本選任議案についてのみみなし賛成が適用されることは、適切ではありません。

したがって、通知人は本選任議案に対し、本書面をもって反対します。

3. 本通知書に対する対応方針

本通知書に対する本投資法人および本資産運用会社の対応方針については、内容を慎重に検討のうえ、決定次第お知らせいたします。

なお、BGは「反対を表明する理由」において、「投資主利益軽視の姿勢があり、それは本投資法人による本資産運用会社に対する監督・牽制が適切に機能していないことによるものであると考えている」としていますが、以下のとおり、本投資法人の長期的なリターンは東証リート指数を大きく上回っており、BGの主張は根拠がないものと考えております。

本投資法人のトータルリターンおよび超過リターン

	1年	3年	10年
本投資法人 トータルリターン	+9.73%	+46.97%	+129.23%
超過リターン（対東証リート指数）	+13.11%	+17.16%	+62.52%

注：BGによる臨時投資主総会の招集請求開示時点（2023年3月17日）
出所：ブルームバーグ

そもそも、投資法人に投資なさる投資主様の最大の関心事は、高いリターンを受けることです。それを実現するためには、投資法人と資産運用会社間に適切な信頼関係・協力関係があり、そうした関係に裏打ちされた監督・牽制機能を投資法人の役員会が資産運用会社に対して適切に発揮することが必要です。本投資法人の運用実績が前述のとおり好調であるということは、本投資法人と本資産運用会社間にしっかりと信頼関係・協力関係が築かれており、監督・牽制機能が適切に発揮されてきたことの証左であると考えております。

よって、BGが本投資法人の運用ポリシーに基づいた活動とその結果としての高い運用実績を十分に検証もせず、客観性を欠く独自の見解のみに依拠して徒らにリソースとコストを費やす臨時投資主総会を請求することは、むしろBGの側にこそ「投資主利益軽視の姿勢」があり、BG側がふさわしいと考え、本招集通知書において選任提案されている執行役員および監督役員候補者では、監督・牽制が適切に機能しないことになりかねないと考えます。

今後とも、本投資法人および本資産運用会社は、本投資法人役員会による監督・牽制機能をより充実させ、上述の本投資法人の大きなアウトパフォームを維持・向上すべく、投資主価値の最大化に全力を尽くしてまいります。

以　上

（ご参考）

本投資法人は、規約第15条第1項において、投資主様が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使をしないときは、当該投資主様は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす、いわゆるみなし賛成の規定を設けていますが、同条第3項において、本選任議案のような役員選任議案その他の同項各号に規定する議案が投資主総会に提出されることについて、本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日または招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主様が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員もしくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人および招集権者の双方）に通知した場合は、当該議案についてはみなし賛成を適用しない旨を規定しています。